

月刊エフアンドパートナーズ VOL.20



雨の多い夏でしたが、9月に入りお月見が楽しみです。

さて、不動産の名義人がお亡くなりになり相続が発生した場合亡くなった方が所有していた不動産について相続人に名義変更することを

相続登記

といいます。
相続登記自体は「いつまでにしなければならない」という期限はありませんので

そのまま亡くなった方名義のままにされているという場合もあります。

しかし、相続登記をしないで放置しておくことは
オススメできません。

期限が無いのに、どうして相続登記しないといけないの？

今回のテーマは **相続登記の必要性** です。



相続登記が必要な理由 3つのポイント



相続登記をしない間に**相続人の方が亡くなって**
当事者が増えてしまい遺産分割協議が
上手くまとまらないことも！



相続したのに！

証拠がない。

遺産分割協議で**法定相続分より多い持分を**
取得したことを**第三者に主張するには**
登記が必要！

相続した不動産を**売却**したり
金融機関から**融資**を受けるために
担保に入れたいときには
相続登記が必要不可欠！



期限はありませんが、いざという時に困らないためには
早めに相続登記をしておくのが良いですね。

お手続きのご相談は何でもご相談ください！



F&Partners

司法書士法人

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階

【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号
OCTビル3F

【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号
エルテ1932-113

